

## 不正な取引に関与した取引業者への処分方針

公的研究費の適正な運営・管理を進めるため、京都華頂大学・華頂短期大学における公的研究費の不正使用に係る調査手続き等に関する規程に基づき、公的研究費の不正使用が認定されたときは、最高管理責任者は不正行為に関与した取引業者に対し、下記の区分により期間を定めて取引停止処分を行う。

### 記

#### 1. 取引業者が主体となって研究費の不正使用に関与した場合

取引業者が首謀又は研究者と共謀して、研究費の不正使用に関与した場合には、1年以上の取引停止処分とする。

この場合、取引業者の不正使用の意図の有無に拘わらず、研究者等からの例外的な取引の要請に対し、通常の注意をもってすれば不正な取引の疑いがあると判断できるものについて、京都華頂大学・華頂短期大学公的研究費取扱規程第11条に規定する通報窓口等への通報又は相談を行わず、不正使用に関与した場合を含む。

(例) 納品を先送りし、預け金とする。

架空・過大な納品書・請求書等を交付し、差額を別の物品等で納品する。

#### 2. 研究者が主体となって行った研究費の不正使用に明らかに意図せず関与した場合

研究者が首謀して行った研究費の不正使用に、取引業者が明らかに意図せず関与した場合には、1年未満の取引停止処分とする。

(例) 事実と異なる関係書類作成（実際の納品日と異なる納品書の作成等）

発注の取り消し分を入金口座以外へ返金する。

発注に対する謝礼の供与